

「猪名川町開発事業の手続等に関する条例」第18条第1項及び第30条第1項に規定する事前協議書は下表に示す書面及び図面とする。

整理順序	書面及び図面名	縮尺	明示すべき事項	備考
1	事前協議書	—	・様式第9号に必要事項を全て記載されたもの	
2	委任状	—	・事前協議に関する手続の一切の委任を受けていることを証明できる内容のもの	
3	位置図	1/2500以上	・方位 ・地形 ・開発事業区域 ・周辺土地利用状況（予定地中心半径300m）	開発事業区域を赤線で表記すること
4	現況図	1/500以上	・方位 ・開発事業区域の境界 ・土地の地番 ・形状 ・断面 ・開発事業区域に含まれる公共施設 ・都市計画施設の位置、形状	開発事業区域を赤線で表記すること
5	土地利用計画図	1/500以上	・方位 ・開発事業区域の境界 ・計画公共施設の位置、形状 ・予定建築物の用途、規模、位置 ・接続道路の種類、名称、幅員 ・建築敷地境界線 ・道路境界線 ・電柱等の占用物の位置（計画公共施設区域内）	開発事業区域を赤線で表記すること 公共施設用地別に着色すること 〔道路：茶色 ゴミ置場：オレンジ〕 〔公園：緑色 管路敷き：灰色〕
6	給水計画図	1/500以上	・給水計画経路 ・管種 ・管径	開発事業区域を赤線で表記すること 給水配管を青線で明記したもの
7	排水計画図	1/500以上	・雨水、汚水（雑排水含む）排水計画経路 ・管種 ・管径 ・配管勾配 ・流水方向 ・最終樹位置	開発事業区域を赤線で表記すること 雨水経路を黄緑色線で明記すること 汚水経路を紫色線で明記すること
8	造成計画平面図 造成計画断面図	1/500以上	・方位 ・開発事業区域の境界 ・切土又は盛土を行う前後の地盤面高 ・切土又は盛土の別 ・崖又は擁壁の位置及び形状、種類	開発事業区域を赤線で表記すること 平面・断面共、盛土部分を赤色、切土部分を黄色にて着色すること
9	開発道路横断面図 開発道路縦断面図	1/500以上	・計画道路の構造 ・道路側溝形状 ・計画道路勾配（%） ・電柱等占用物の設置方法	
10	開発事業区域求積図	—		
11	公共施設用地別求積図	—		
12	公図の写し	—	・法務局で取得した公図で隣接地及び接道部分の所在地が確認できるもの ・法務局での取得年月日が表示されているもの（3ヶ月以内に発行されたもの）	
13	土地の登記事項証明書の写し	—	・法務局での取得年月日が表示されているもの（3ヶ月以内に発行されたもの）	
14	予定建築物の平面図 予定建築物の立面図	1/100 又は 1/200	・予定建築物の最高高さ ・建築面積 ・述べ床面積 ・建築面積 ・述べ床面積算定に要する各部の寸法	
15	周辺説明範囲図	1/500～ 1/2500	・周辺説明の対象となる範囲	開発区域を赤線、周辺説明範囲を青線で表記すること
16	その他町長が必要と認める図書	—	・その他、書類審査の結果決定する	開発事業区域の位置、計画の概要、周辺説明の範囲を知る上で必要と認める書類を求める

※注意事項

1. 整理順序どおりに書類等を整えて提出してください。
2. 提出部数は別途手続要領をご確認ください。
3. 事前協議の標準処理期間は「猪名川町開発事業の手続等に関する条例」第18条第6項及び第30条第8項の規定により下表のとおりです。

開発事業の規模	帰属等を受ける公共施設があるもの	帰属等を受ける公共施設がないもの
大規模開発事業	45日	40日
中規模開発事業	35日	30日
小規模開発事業	—	20日

4. 本事前協議提出後速やかに「猪名川町開発事業の手続等に関する条例」第19条第1項の規定により開発区域内に標識を設置し、標識設置届を都市政策課まで提出してください。（小規模開発事業は不要）
5. 周辺住民に該当する自治会等の代表者と説明方法や日時を協議してください。
6. 周辺説明実施報告書の提出がなければ事前協議指導事項通知書の発行は行えません。